

議 会 資 料	議案第 21 号
市民課・予防課	

志摩市手数料徴収条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)に定められる手数料の標準額については、国の地方分権推進計画に基づき、原則として定期的に見直しが行われます。

今般、現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっている事務に係る手数料の標準額の改正及び戸籍法の改正を踏まえた所要の規定の整備を行う地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和 5 年政令第 347 号)が公布されたことに伴い、本条例を改正するものです。

2. 改正する条例の要点

①戸籍法に基づく事務に係る改正規定

戸籍謄本等の広域交付が可能になることに伴う字句の整理

戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額を追加

②消防法に基づく事務に係る改正規定

手数料を地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める金額に改正

3. 改正による効果等

①戸籍法に基づく事務について

本籍地以外の市区町村窓口において、戸籍謄本等の交付請求が可能になります。また、戸籍・除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を徴収する事務及び金額が明確化されるとともに、当該事務の実施による手数料徴収の根拠が整備されることとなります。なお、当該規定の施行期日は、上位法令の施行に合わせ、令和 6 年 3 月 1 日とします。

②消防法に基づく事務について

手数料を国の基準に合わせることとなります。なお、施行期日は上位法令の施行に合わせ令和 6 年 4 月 1 日とします。

志摩市手数料徴収条例(平成16年志摩市条例第68号)新旧対照表

現行			改正後 (案)		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項の規定若しくは第10条の2第1項、第3項から第5項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき	450円	1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項及び同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
2 戸籍法第10条第1項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1件につき	350円	2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項及び同条第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項 1件につき	350円
3 戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれ	1通につき	750円	3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明	戸籍電子 証明書提	400円

た戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料			書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成	供用識別符号1件につき
4 戸籍法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450円	14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省	
5 戸籍法第48条第1項(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合には、1通につき1,400円)	令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行	
6 戸籍法第48条第2項(同法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類の閲覧手数料	書類1件につき	350円		
7 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5	1件につき	造成宅地の面積が1,000m ² 未満のと		

号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請手数料		きは86,000円、1,000m ² 以上3,000m ² 未満のときは130,000円、3,000m ² 以上6,000m ² 未満のときは190,000円、6,000m ² 以上10,000m ² 未満のときは260,000円、10,000m ² 以上30,000m ² 未満のときは390,000円、30,000m ² 以上60,000m ² 未満のときは510,000円、60,000m ² 以上100,000m ² 未満のときは660,000円、100,000m ² 以上のときは870,000円	を除く。)		
			4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び同条第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料	1通につき	750円
			5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び同条第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450円
8 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第	1件につき	新築住宅の床面積の合計が100m ² 以下のときは6,200	6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した	除籍電子証明書提供用識別符号1	700円

<p>62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定申請手数料</p>		<p>円、100m²を超え500m²以下のときは8,600円、500m²を超え2,000m²以下のときは13,000円、2,000m²を超え10,000m²以下のときは35,000円、10,000m²を超え50,000m²以下のときは43,000円、50,000m²を超えるときは58,000円</p>	<p>行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>件につき</p>	
<p>9 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の new 築又は取得した家屋がこれらの規定に対する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>1,300円</p>	<p>7 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明</p>	<p>1通につき</p>	<p>350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理につい</p>
<p>10 船員法第104条第1項の規定</p>	<p>1件につ</p>	<p>1,950円</p>			

により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の交付手数料	き			書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料		て、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
11 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の書換え手数料	1件につき	き	1,950円			
12 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の訂正手数料	1件につき	き	430円	8 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円
13 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行許可申請手数料	1件につき	き	750円	9 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5	1件につき	造成宅地の面積が1,000m ² 未満のときは86,000円、1,000m ² 以上3,000m ² 未満のときは130,000
14 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	き	3,000円			

15	狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円	号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定申請手数料	円、3,000m ² 以上6,000m ² 未満のときは190,000円、6,000m ² 以上10,000m ² 未満のときは260,000円、10,000m ² 以上30,000m ² 未満のときは390,000円、30,000m ² 以上60,000m ² 未満のときは510,000円、60,000m ² 以上100,000m ² 未満のときは660,000円、100,000m ² 以上のときは870,000円
16	狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1件につき	1,600円		
17	狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき	340円		
18	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき	3,400円		
19	不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の規定に基づく図面の交付手数料	1件につき	300円		
20	地方税法(昭和25年法律第26号)関係 (1) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書及び租税公課に関する証明書	1枚につき	300円(追加1枚につき100円を加算する。)		
10	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第	1件につき	新築住宅の床面積の合計が100m ² 以下のときは6,200円、100m ² を超え500m ² 以		

手数料					
(2) 地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件につき	300円		6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定申請手数料	下のときは8,600円、500m ² を超え2,000m ² 以下のときは13,000円、2,000m ² を超え10,000m ² 以下のときは35,000円、10,000m ² を超え50,000m ² 以下のときは43,000円、50,000m ² を超えるときは58,000円
(3) 地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明手数料	1件につき	300円			
21 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)関係					
(1) 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料	1件につき	15,000円			
(2) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1件につき	9,000円		11 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に対する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円
(3) 法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の	1件につき	10,000円		12 船員法(昭和22年法律第	1件につき 1,950円

指定の申請に対する審査手数料					
(4) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1件につき	6,000円	100号) 第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の交付手数料	き	
(5) 法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査手数料	1件につき	15,000円	13 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の書換え手数料	1件につき	1,950円
(6) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1件につき	9,000円	14 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の訂正手数料	1件につき	430円
(7) 法第42条第1項第2号の規定による基準該当居宅サービス又は法第47条第1項第1号の規定による基準該当居宅介護支援を行う事業者の登録の申請に対する審査手数料	1件につき	15,000円	15 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行許可申請手数料	1件につき	750円
			16 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	3,000円

(8) 法第54条第1項第2号の規定による基準該当介護予防サービス又は法第59条第1項第1号の規定による基準該当介護予防支援を行う事業者の登録の申請に対する審査手数料	1件につき	10,000円	17 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円			
	1件につき	15,000円	18 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1件につき	1,600円			
			19 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき	340円			
(9) 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査手数料	1件につき	15,000円	20 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき	3,400円			
(10) 法第79条の2第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1件につき	9,000円	21 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の規定に基づく図面の交付手数料	1件につき	300円			
22 土地、建物、船車その他不動産、動産に関する証明手数料	1枚につき	300円(土地に関する証明手数料は7筆までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算し、建物に関する証明手数料は7棟までを1件とし、1件を加える				22 地方税法(昭和25年法律第226号)関係	1枚につき	300円(追加1枚につき100円を加算する。)
						(1) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書及び租税公課に関する証明書手数料		

		ごとに100円を加算する。)			
23	営業に関する証明手数料	1件につき	300円	(2) 地方税法第 382 条の 2 の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧手数料	1 件につき 300 円
24	法人に関する証明手数料	1件につき	300円	(3) 地方税法第 382 条の 3 の規定に基づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明手数料	1 件につき 300 円
25	事業に関する証明手数料	1件につき	300円		
26	住民票及び消除した住民票の写しの交付手数料	1件につき	300円	23 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下この項において「法」という。)関係	
27	住民票に関する閲覧手数料	1件につき	300円(20人までを1件とする。)	(1) 法第 78 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料	1 件につき 15,000 円
28	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき	300円	(2) 法第 78 条の 12 において準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1 件につき 9,000 円
29	住民票等に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	300円	(3) 法第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料	1 件につき 10,000 円
30	予防接種に関する証明手数料	1件につき	300円		
31	印鑑登録証の汚損、損傷及び紛失による再交付手数料	1件につき	1,000円		
32	印鑑に関する証明手数料	1枚につき	300円		
33	埋火葬に関する証明手数料	1枚につき	300円		

	き		(4) 法第 115 条の 21 において	1 件につ	6,000 円
34 納税管理人に関する証明手数料	1件につき	300円	準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	き	
35 公簿、公文書、図面に関する証明手数料	1件につき	300円	(5) 法第 115 条の 22 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査手数料	1 件につ	15,000 円
36 公簿、公文書、図面の謄本又は抄本の交付手数料	1件につき	300円	(6) 法第 115 条の 31 において	き	
37 公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料	1件につき	300円	準用する法第 70 条の 2 第 1 項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1 件につ	9,000 円
38 軽自動車鑑札の再交付手数料	1件につき	300円	(7) 法第 42 条第 1 項第 2 号の規定による基準該当居宅サービス又は法第 47 条第 1 項第 1 号の規定による基準該当居宅介護支援を行う事業者の登録の申請に対する審査手数料	き	
39 図書館資料の利用者カード再交付手数料	1件につき	150円	(8) 法第 54 条第 1 項第 2 号の規定による基準該当介護予防サービス又は法第 59 条第 1	1 件につ	10,000 円
40 その他諸証明手数料	1件につき	300円		き	

	項第 1 号の規定による基準該 当介護予防支援を行う事業者 の登録の申請に対する審査手 数料		
	(9) 法第 79 条第 1 項の規定に よる指定居宅介護支援事業者 の指定の申請に対する審査手 数料	1 件につ き	15,000 円
	(10) 法第 79 条の 2 第 2 項の 規定による指定居宅介護支援 事業者の指定の更新の申請に 対する審査手数料	1 件につ き	9,000 円
24	土地、建物、船車その他不 動産、動産に関する証明手 数料	1 枚につ き	300 円(土地に関 する証明手数料は 7 筆までを 1 件と し、1 件を加える ごとに 100 円を 加算し、建物に関 する証明手数料は 7 棟までを 1 件と し、1 件を加える ごとに 100 円を 加算する。)
25	営業に関する証明手数料	1 件につ	300 円

		き	
26	法人に関する証明手数料	1件につき	300円
27	事業に関する証明手数料	1件につき	300円
28	住民票及び消除した住民票の写しの交付手数料	1件につき	300円
29	住民票に関する閲覧手数料	1件につき	300円(20人までを1件とする。)
30	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき	300円
31	住民票等に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	300円
32	予防接種に関する証明手数料	1件につき	300円
33	印鑑登録証の汚損、損傷及び紛失による再交付手数料	1件につき	1,000円
34	印鑑に関する証明手数料	1枚につき	300円
35	埋火葬に関する証明手数料	1枚につき	300円
36	納税管理人に関する証明手数料	1件につき	300円

37	公簿、公文書、図面に関する証明手数料	1件につき	300円
38	公簿、公文書、図画の謄本又は抄本の交付手数料	1件につき	300円
39	公簿、公文書、図画の閲覧照合手数料	1件につき	300円
40	軽自動車鑑札の再交付手数料	1件につき	300円
41	図書館資料の利用者カードの再交付手数料	1件につき	150円
42	その他諸証明手数料	1件につき	300円

志摩市手数料徴収条例(平成16年志摩市条例第68号)新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第2(第2条関係)				別表第2(第2条関係)			
手数料を徴収する事項		単位	手数料の金額	手数料を徴収する事項		単位	手数料の金額
1、2（略）				1、2（略）			
3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査				3 法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査			
(1)～(4)（略）				(1)～(4)（略）			
(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千kl以上5千kl未満のもの	1件につき	1,180,000円	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千kl以上5千kl未満のもの	1件につき	1,450,000円	
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kl以上1万kl未満のもの	1件につき	1,410,000円	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kl以上1万kl未満のもの	1件につき	1,720,000円	
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの	1件につき	1,590,000円	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの	1件につき	1,920,000円	
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5	1件につき	1,950,000円	エ 危険物の貯蔵最大数量が5	1件につき	2,360,000円	

	万kl以上10万kl未満のもの		
オ	危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの	1件につき	2,270,000円
カ	危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの	1件につき	4,550,000円
キ	危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの	1件につき	5,820,000円
ク	危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件につき	7,070,000円
(6)～(12) (略)			
4～18 (略)			
備考			
1、2 (略)			

	万kl以上10万kl未満のもの		
オ	危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの	1件につき	2,740,000円
カ	危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの	1件につき	5,640,000円
キ	危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの	1件につき	7,240,000円
ク	危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件につき	8,790,000円
(6)～(12) (略)			
4～18 (略)			
備考			
1、2 (略)			